

<資 料>

ベルリンの教育行政 (1928)

小 峰 総 一 郎

| 内 容 |
|-------------------------------|
| 筆者緒言 |
| まえがき |
| I. ベルリンの教育行政機構 |
| II. 教育財政 |
| III. 授業料 (付一奨学金, 大学生への奨学金) |
| IV. ベルリン教員会 |

筆 者 緒 言

以下の資料は、1920年代のドイツ・ベルリンの教育行政について述べたものである。叙述内容は、当時のベルリン市教育長イェンス・ニダール編『ベルリンの教育制度』（ベルリン：ヴィーガント&グリーベン社刊，1928年）第一章に対応する。

Nydahl, Jens (Hrsg.): *Das Berliner Schulwesen.*

Berlin: Wiegant & Grieben Verlag, 1928.

本書は、ワイマール時代のベルリンの教育状況を記録した貴重な文献であり、そして何よりもこの地で展開された「新教育」(Reformpädagogik)の具体的様相を記述した第一級の資料である。そのため、筆者も折に触れて本書を照会したことであった。

第一次世界大戦後のヨーロッパにおいては、旧来の画一的教育を抜本的に改めようとする「新教育運動」が広範に展開された。中でも敗戦国ドイツにおいては、過去の権威主義的な教師生徒関係を改めて〈子ども〉の価値を尊重し、彼らの自己形成を助成する教育の実現が目指されたのである。特に「ワイマール革命」後の首都ベルリンにおいては、多種多彩な新教育の試行が見られ——学校内での生徒主体の

授業編成（活動の自由，コース分化）や授業の柔構造化（総合授業，トピック授業）・生徒自治のみならず，父母の教育参加・宗教教育の自由・生活協同体学校，更には学校外の学校田園寮や「シャルフェンベルク島学校農園」等々——，他のドイツ諸邦，諸都市と比べて質量ともに格段に豊かな新教育実践が展開されたのであった。

その展開の条件として，広範な自治権を備えた都市自治体「大ベルリン」の成立（1920年），市当局・教員団一体となった改革推進の姿勢，また，その担い手としての市民・教会・政党・労働者運動の存在等々を指摘することができるのである。ベルリンの新教育運動はその意味で，（日本の「大正新教育運動」に見られるような）先覚者による孤立的模索の域を越え，組織的集团的に追求された教育・文化・社会運動であったと言ってよい。

今回ここに紹介した資料は，このような福祉的協同的なベルリンの教育行政機構ならびに財政，さらには，これら行政に教育の論理を対置させて児童生徒の人間の成長をはかっていこうとする教員集団の姿など，総じて教育の構造面からの新教育推進の諸条件を物語っていると言えるのである。

※小見出しは筆者が付したものである。

ま え が き

1. 新ベルリンの教育制度（1920）

- ・ 1920年4月27日法により「市自治体ベルリン」（die Stadtgemeinde Berlin）が誕生し、これによって凡そ世界に存在する最大の市町村教育制度の一つが創設されて8年が経った。

2. ベルリン教育の意義

- ・ ベルリン教育制度（1,000の学校、16,000人の教師、500,000以上の生徒を組織）はどのように編成されているのか、また、その組織は成立初期の政治的経済的あらしの中でどのようにして自らを保ち得たか。
- ・ また、これに対して現代教育学の要求、青少年福祉、社会的養護はどれほどその内容物となっているか。
- ・ 更にこの巨大な教育制度創出のプラスとマイナス、これらすべての問いに対する答えを探す努力、そしてその成果は、ベルリン教育に頻繁に発言した教員たち、関与した人々のみならず、ベルリンを越えて、人々に示唆を与えるものであろう。

3. 清新・改革の7年

- ・ 度々、ベルリン教育の初期7年の困難が語られる。実際、この時期は時代の困窮により、大規模な改革の余地が無かった。
- ・ 「しかし、それにも関わらずこの時代、まさに外的内的困難の時代に、ベルリン教育制度においてこの時ほど清新な改革の息吹が存在したときはなかったと言えるだろう。」
- ・ ここに活躍した教育家、教員、団体を描くことが本書の最終目的ではない。

4. 協力者への感謝

- ・ 本書は長期の共同作業によって纏まった仕事であり、すべての人々に感謝する。また、官吏の方々も統計や資料を纏めて下さり、各分野の方々は

特別寄稿をして下さった。

- これらの方々のお陰で本書が刊行に至ったのである。

5. 特別協力

- 学校保健の分野（教育行政の枠外）でのオットー・シュヴェールス博士、資料収集でのエルヴィン・カリシャー博士の特別の助力に感謝する。

6. 本書の目的

- ベルリンの教育制度を叙述するなどということは穴だらけの仕事だ。また内容を限定するために時期を限ったが、刊行中に統計値は変わってくる。また、ベルリンの教育制度は多様であり、全てを覆えず一部読者の期待を裏切っている。
- しかし、本書の意図するところは、現在のベルリン教育を客観的に叙述することである。そのため、我々の成功を描くのではなく、本書は我々がベルリンの学校でどう働いているか、何を目指して努力しているかを跡づけようとしたのである。

ニダール

I. ベルリンの教育行政機構

一、現 況

1. 概要

- ・新ベルリンは94の共同体から成る(10数万の大市, 村, そして領地)。この雑多性が, 教育制度に反映していた(立派な教育制度 vs. 単級村落学校)。統一市(大ベルリン)の形成は旧教育制度の徹底一新を求めた。
- ・かくして全市統一の規程により, 全20地区の具体的要求への対応が実現したのである。

2. 大ベルリン構成法 (1920)

- ・そのための法律が「大ベルリン構成法」(Gesetz vom 27. 4. 1920 über die Bildung einer neuen Stadtgemeinde Berlin = 都市自治体ベルリン構成法 1920. 4. 27) である。
- ・本法42条の定めに従い, 国民学校, 中間学校, 中等学校教育については, 法に基づき, また地方当局の行政に服する限りにおいてこれを市団体によって定められた枠内で地区当局(Behörden der Bezirke)が決するものとする。
- ・この地方分権に対し, 職業学校, 専門学校は数も少なく相異点も大きい。また市内に不均等にあることから, 市団体による中央集権行政の下に置くものとする。詳細は当該章を参照のこと。

3. 地区行政

- ・同法43条に基づき, 新ベルリン14地区にはいずれも次のものを置く。
 - a. 地区教育委員会 (Bezirksschuldeputation) —— 国民学校, 中間学校関係
 - b. 地区学校委員会 (Bezirksschulausschuß) —— 中等学校関係
- ・旧ベルリン1-6区は,

- a. 中央地区教育委員会
- b. 統一地区学校委員会

を構成するものとする。すでに高度に発達した都市の拡散化防止のため。

4. 地区教育委員会 (Bezirksschuldeputation)

・本委員会の国家的権能は、学校監督官庁の機関として行動するということ。その権限は広くプロイセン都市教育委員会に定めた規程（就中、民衆学校維持法、第三詳説第3部）による。

1. 自治体関係事項

- a. 教員選抜準備
- b. 地区教育予算で定められた財政の運営
- c. 国民学校、中間学校の外的事項、就中、学校用地、建物

2. 国の学校監督機関としての資格で当該学務局との協同で

- a. 就学義務に達した児童の就学猶予と未だ就学義務にある児童の期限前の卒業
- b. 教員の休暇（2週間から6ヶ月間）と代行の調整
- c. 予算の枠内で学校、学級の新設、教員の新採用
- d. 兼任から専任教員への移行許可の認定
- e. 学区の画定
- f. 教員の各校への配置
- g. 未就学義務児童の期限前受入と法定就学義務修了年齢児童の留置

・地区教育委員会の構成については都市教育委員会構成規程（1920年10月7日法の理解で民衆学校維持法44条）を基本とし、それに若干、大ベルリン適合の変更を行なって適用する。

- a. 地区庁から—————3名

(うち1名が地区長官から選ばれて議長へ)

- b. 地区議会から————— 3名
- c. 教員代表————— 3名
- d. 教育・国民教育に識見ある人物—— 3名
- e. 福音派, カトリック派領邦教会—各1名
- f. 必要の場合にはユダヤ教会————— (1名)

計 14 (15) 名 [最大23名]

これに民衆学校維持法 14 条に定める助言者たち (視学官, 医療助言者等)

(きわめて大きな人口を抱える地区は, 民衆学校維持法 44 条により, 上記 a~d の上限を 4 ないし 5 にすることができる。)

5. 旧ベルリン: 合同地区教育委員会 (Die einheitliche Bezirks-schuldeputation)

・旧ベルリンには 1922 年 3 月 29 日の自治体決議が適用される。1-6 区の合同地区教育委員会 (die einheitliche Bezirksschuldeputation):

- a. 市参事会と地区庁から————— 7 名—— 1 名の市参事会員, 各地区庁からの 6 名はベルリン市長が任命
- b. 市議会議員 1 名と区議会議員—— 6 名——各地区議会の提案に基づき市議会が選出
- c. 男女教員 ————— 7 名——学校組合に属する教員を比例選挙で選出
- d. 有識者 ————— 7 名——教育・国民学校に識見ある人物を, 同様に市議会が選出
- e. 福音派教会, カトリック派教会, ユダヤ教会から ————— 3 名——職位上位ないし在職年限の長い地区聖職者, 上席

ラビ

計 31 名

6. 市参事会学務局 (Magistratsschulräte)

・民衆学校維持法 44 条 a, 45 条, 並びに大ベルリン構成法 44 条に謂う「学務委員会」(Schulkommission) は新ベルリンには設けない。大部分の教育行政地区に教育委員会の機関として「市参事会学務局」(Magistratsschulräte) ——自治体公務員——を置く。

・これは文部省から国家の学校監督業務を兼務するよう付託されている。
(現在ベルリン 20 区に 26 人の学務委員)

・これにより国家行政と自治体行政との緊密な連携が出来た。(現在 6 名の国家視学官 (Staatliche Schulratsstelle) が空位となれば, 市参事会学務局員と交代の予定)

7. 地区学校委員会 (BezirksschulausschüBe)

・同委員会の権能は 1924 年 10 月 10 日の市立中等学校行政規則 (die Verwaltungsordnung der städtischen Lehranstalten vom 10. Okt. 1924) に定める。「地区学校委員会」は, 地区代表委員として中等教育関係の, 市に関わる事項の行政にあずかるために召集される。国家関係事項は, 国家教育当局の委託によりこれを扱う。

- a. 教員選抜の準備
- b. 建物, 設備の監督, 維持
- c. 財政計画準備
- d. 学校予算として用意された財政の運営
- e. 奨学金貸与, 学費減額提案の議決
- f. 学費徴収不能のための生徒の退学

・構成については文部省令 (1918. 10. 1, 1921. 7. 21, 1922. 2. 11, 25) による。

- | | | |
|--------------|-------|------|
| a. 地区長官または代理 | ————— | 1名 |
| b. 地区庁から | ————— | 3名 |
| c. 地区議会から | ————— | 3-4名 |
| d. 市民代表 | ————— | 3-4名 |
| e. 教員代表 | ————— | 3-4名 |

計 13-16 名

・旧ベルリン地区(1-6区)には国民学校と同様に、1922年3月9日自治体決議による「合同地区学校委員会」(der einheitliche Bezirksschulausschuß)を置く。

- | | | |
|----------------|----------|---|
| a. 市参事会, 地区庁から | —7名— | 市参事会員は市長とし, 他の参事会員ないし中等教育専任者と交代しうる。地区庁からの6名は各6地区より市長が任命する |
| b. 市議会, 地区議会から | —7名— | 区議会からの6名は区議会提案に基づき市議会が選出 |
| c. 市民代表 | —————7名— | 市議会が選出 |
| d. 教員代表 | —————7名— | うち2名は校長とする |

計 28 名

8. 地区教育行政

・いずれの地区行政においても1, 2名の地区当局メンバーが専門者として活動し, また「地区教育委員会」「地区学校委員会」の議長となるものとする。

・「地区教育委員会」「地区学校委員会」は地域の重要な教育問題すべてにつき, 予備的活動をするだけである (nur eine vorbereitende Tätigkeit)。最終決定権は地区団体つまり地区庁と地区議会の手にある。それはたとえば教員についても同様で, 「地区教育委員会」「地区学校委員会」の用意に基づき, 学校監督当局 [国家] の権限を条件として [地区庁・地区議会は] 活動をするのである。

9. 中央行政——大ベルリン教育委員会 (Deputation für das Schulwesen)

- これは地区を越える問題、原則的な問題を扱う機関が必要なために設けられた。

「大ベルリン教育委員会」(Deputation für das Schulwesen)

1921年3月初めに成立。(はじめ3部制 I. 中等教育 II. 初等教育 III. 職業専門学校。のち前二者を統合し、国民教育、中等教育担当となる)

- 1924年にここから「職業・専門学校教育委員会」(Deputation für das Berufs- und Fachschulwesen) が分離独立した。
- いずれの委員会にも市教育長が議長として出席する。

「大ベルリン教育委員会」: 市参事会員——5名(うちに市教育長含む)
 市議会議員——17名
 市民 —— 5名

 計27名

- 「大ベルリン教育委員会」の作業領域が、1924年5月15日-9月13日の会議で定め直され、初等・中間、中等の教育事項一般に及ぶことになった。(但し、「体育委員会」Deputaion für Leibesübungen に属することを除く)

〈主業務〉

1. 教育制度の編成ならびに教育行政の編成問題
2. 教育予算作成の大綱
3. 各区への教員、補助教員の計画的配置の基本原則
4. 義務時間数の規則
5. 補助教員 (Hilfslehrkräfte) の採用、職務、配置の原則
6. 教員の継続教育制度

7. 学校建築計画の作成原則等々

〈副次業務〉

「地区教育委員会」「地区学校委員会」と協力したり、或いは独自での副次業務。

1. 中央教育予算の作成ならびにその内容の吟味
(教育予算の項を参照のこと)
2. 学校田園寮の運営
3. 生徒徒歩遠足ならびに教員の研究旅行への補助の認可
4. 全校種の教員の研究旅行の実施ならびに各教科振興のための講座・講演会の開催
5. 生徒の作品の市内展示やコンサートを行なって芸術教育の課題を達成すること
6. 教材のあり方の開発, 特に写真や映画を学校教育に有効利用すること
7. 中央の「実験学校基金」(Versuchsschulfond) を活用して教育実験を促進すること (Förderungen von Schulversuchen)

・「教育責任者会議」(Konferenz der Schuldezernenten) ——教育委員会の重要問題の準備に貢献大である。開催は普通月1回。決議に拘束力はなく、単に見解の表明というに留まる。しかし全区で統一的原則に基づいた教育行政を実現する基本要因となっている。

10. ベルリン市教育長 (Stadtschulrat)

- ・ベルリンの全市教育制度の頂点に立つ市教育長 (Stadtschulrat) は、市参事会メンバーとして、自治団体の中で教育部門の利害を代表する。
- ・会議議長として出席するもの。

1. 中央教育委員会
2. 中央職業・専門学校委員会
3. 教育責任者会議

4. 合同地区教育委員会
5. 合同地区学校委員会

・市教育長の補佐役

- | | | |
|--------------|----|---------------------------------|
| a. 市参事会上級視学官 | 3名 | (国民・中間学校, 中等学校, 職業・ 専門学校) |
| b. 学事責任者 | 4名 | |
| c. 法律責任者 | 3名 | |
| d. 行政責任者 | 2名 | |
| | | 計 12名 |

・官吏たち

- | | | |
|-------------------|--------|--------|
| a. 教育委員会 | 21名 | |
| b. 各地区教育委員会・学校委員会 | 計 262名 | |
| | | 計 283名 |

この数はベルリン教育行政の広がりと言義の大きさを示している。

11. 国の学校監督庁 (Staatliche Schulaufsichtsbehörde)

・ベルリンの全公私立学校の国家監督は、リヒターフェルデの地方学務委員会 (Provinzial-Schulkollegium) が行なう。

1. 第Ⅰ部——中等学校部門
2. 第Ⅱ部——国民学校・中間学校部門
3. 第Ⅲ部——職業教育制度：商工大臣直屬

・地方学務委員会は、各行政区の利害に関わる問題の決定を行なう前に市参事会の意見を聴かなくてはならない。

二、歴 史

1. 初期の苦難

・それにつけても、この新しい教育制度の苦難には触れておくべきである。

(1) 時代の窮状

- ・戦争の後遺症たる教師・生徒の不健康状況。
- ・通貨下落による日用必需品の高騰は、児童生徒の栄養状況を悪化させた。
- ・国内外の援助（クェーカー教徒）があったにしても、この困窮は学校の力ではどうすることもできず。校医も、必要不可欠の下着さえ不足という状況での健康悪化を報じていた。

(2) 政治の混乱

- ・講堂、体育館は緊急兵舎となり、本来の目的を果たせず。
- ・石炭労働者ストライキ、鉄道ストップ、上シュレジエン喪失が石炭のストックを失わせ、新ベルリン誕生の数年間、数週間にわたり「石炭休暇」(Kohlenferien)。
- ・経済困窮により建物の補修も計上できなかった。

(3) 機構上の問題

- ・地方学務委員会との関係では、400万ベルリン市の扱いは従前の地方行政（小村と同格）の位置付けだった。
- ・ヴェルテンベルク、バーデンという国民国家を合した程の大きさのベルリンの教育行政をこの扱いで行なうのは無理。そこで新機構が生れたのだった。それは次のもの：

①国家の委員を招いての市教育局 (Stadtschulamts) の創出

②ベルリン教育制度の文部省直轄制

2. 市自治体ベルリン

- ・ 1920年10月、新市自治体ベルリンが成立し、行政を開始した。しかし、直ちに上記機構が作られたのではなく、次第に完成し、1922年に各地区で漸く「地区教育委員会」「地区学校委員会」が形成されたのである。
- ・ 移行期には、上記「大ベルリン教育委員会」等が協力した。
- ・ 「中央教育委員会」も1921年3月に初組織された。

3. 市教育長 (Stadtschulrat)

- ・ かくして初期の困難な教育行政に新教育長選挙まで留まったのは次の各氏。

①市視学官・国民学校担当——Dr. フィッシャー (枢密顧問官)

②市視学官・中等学校担当——Dr. ライマン

③専門・継続教育制度責任者——Dr. ドミニクス

- ・ また「大ベルリン教育委員会」の最初数か月の活動は、初の市教育長選挙の政治闘争に占められた。

- ・ 1921年1月に漸く議会の多数が一致して

ヴィルヘルム・パウルゼン (ハンブルクから)

を初代大ベルリン教育長に選出したのだった。

- ・ 1921年7月には

市参事会上級視学官—— 3名 [市教育長補佐役]

を選出した。

- ・ 1924年末にパウルゼンが職を退き、代行として

ベネケ (市議会議員 Stadtrat) —— 市教育長, 市参事会上級視学官・
中等学校担当

- 1926年11月に新教育長選挙実施。

イェンス・ニダール (教育責任者国民学校担当・市参事会上級視学
官) —— 新教育長に選出

市参事会上級視学官 —— 新たに任命

教育責任者 ① 中等学校担当 —— ハイン (ヴァンゼー実科ギムナジ
ウム校長)

② 国民学校・中間学校担当

—— Dr. フィッシャー (リヒテンベル
ク区市参事会視学官)

II. 教育財政

1. 総財政状況

・充足状況は、全体需要の 20% でしかないという現下の状況での教育財政であることが重要である。

・仕組みは各区建てで、さらに①国民学校、②中間学校、③中等学校、④独立の体育館、となっている。各々に A. 人件費、B. 物件費、が計上されている。

A. 人件費は、法により全市統一基準に基づいた自治団体決定に従う。

B. 物件費は、市参事会が中央教育行政の全項目に関して毎年承認——一定基準（クラス数・生徒数）に従い地区へ配分——を行なう。

・教育財政を A. 地区財政、B. 中央財政に分ける必要性が感じられた。
[その結果] 出発したばかりの B. 中央財政（1928 年）は次の通り。

歳入： 60,000 RM

歳出： 4,750,000 RM 決定（実験学校目的、教員継続教育、研究旅行、学校田園寮などの部門含め）

・1921-23 年は法外な 100 万単位、億単位の金銭高 [インフレーション] で考察できない。当時は最も激しい困窮で、必要な建物、道具、教具を用意できぬこともしばしばだった。

・1924 に漸く安定通貨による財政が可能となった。

歳出内訳： 国民学校 32,103,010 RM

中間学校 1,602,150 RM

中等学校 17,630,130 RM

独立体育館 218,200 RM

計 51,553,490 RM

市全体の歳出: 412,882,010 RM
 教育費比率 12.5 %

2. 教育財政の増大

- 各学校への歳出は次のとおりである。

| 年 | 各学校への歳出 (RM) | 人件費 RM (%) | 物件費 RM (%) |
|--------|--------------|-------------------|-------------------|
| 1924 | 51,553,490 | 40,957,169 (79.4) | 10,396,321 (20.1) |
| 1925 | 76,465,350 | 58,869,830 (77.0) | 17,595,520 (23.0) |
| 1926 | 94,332,350 | 73,677,440 (78.1) | 20,654,910 (21.9) |
| 1927 | 98,861,170 | 79,401,510 (80.3) | 19,459,660 (19.7) |
| [1928] | | [1924年比増加率 94%] | [1924年比増加率 87.8%] |

- 児童 (Kinder) 一人当たりの教育費

| 年 | 児童数 (名) | 一人当たり教育費 (RM) |
|------|---------|---------------|
| 1924 | 402,479 | 127.60 |
| 1925 | 379,107 | 201.70 |
| 1926 | 383,293 | 246.10 |
| 1927 | 380,409 | 281.14 |
| 1928 | 372,204 | 403.00 |

3. 人件費

- 人件費, 物件費の対 1924 年比増加率

人件費: 94% 増

物件費: 87.8% 増

- この間教員増は起こっていないので, 増分は給与増加分である。

| 年 | 教員数(名) |
|------------|--------|
| 1924. 5. 1 | 14,962 |
| 1927. 5. 1 | 15,523 |

(1) 国民学校

- 国民学校人件費に国家負担があるのは特筆されるべきである。

| 年 | ラント学校貯蓄 銀行出資 (RM) | 国家負担 (%) | 国民学校分への 市の実質負担 (%) |
|------|----------------------|----------------------|-----------------------|
| 1924 | 33,748,943.30 | 9,937,062.40 (29.4) | 23,811,881 (70.6) |
| 1925 | 37,502,213.90 | 10,294,164.00 (27.4) | 27,208,050 (72.6) |
| 1926 | 38,382,877.00 | 9,229,404.00 (24.0) | 29,153,473 (76.0) |
| 1927 | 39,938,570.65 | 9,029,428.80 (22.6) | 30,909,142 (77.4) |

- なお、国民学校教員給与の中には、国民学校教員の退職年金、遺族年金が含まれている。

| 年 | 国民学校教員給与 (RM) | 国家負担額 (RM) | 国家負担率 (%) |
|------|------------------|---------------|-----------|
| 1924 | 43,703,284.74 | 19,891,403.74 | 45.5 |
| 1925 | 49,545,321.29 | 22,337,271.29 | 45.0 |
| 1926 | 50,785,110.10 | 21,631,637.10 | 40.6 |
| 1927 | 約51,000,000.00 * | 20,090,858.00 | 40.0 |

*本予算には1927.10.1成立の給与増は含まれていない。

- 1927年については、ラント学校貯蓄銀行のためにカットされたベルリンの所得税、法人税収入が4,700,000 RMあるので、国家負担率は30%になるはずである。
- また国家負担率減少は、児童数減と平均通学率低下によるものである。

| 年 | 児童数(名) | 平均通学率 (%) |
|------------|---------|-----------|
| 1924. 5. 1 | 305,585 | 34.28 |

| | | | |
|------------|---------|--|-------|
| 1925. 5. 1 | 289,165 | | 33.34 |
|------------|---------|--|-------|

(2) 補助教員, 中間学校教員給与

- 補助教員給与は「国民学校教員給与法」規程に基づく。

| 年 | 補助教員給与 (RM) |
|------|-------------|
| 1924 | 3,087,064 |
| 1925 | 2,872,278 |
| 1926 | 3,935,430 |
| 1927 | 5,149,860 |

- 大ベルリンに 30 校の中間学校は, 国民学校に比べて比重が小さい。

| 年 | 中間学校教員給与 (RM) |
|------|---------------|
| 1927 | 3,400,000 |

(3) 中等学校教員給与

| 年 | 正規採用教員給与 (RM) | 補助教員給与 (RM) |
|------|---------------|-------------|
| 1924 | 12,854,250 | 1,476,800 |
| 1925 | 21,261,520 | 2,125,360 |
| 1926 | 25,419,020 | 3,195,900 |
| 1927 | 26,350,470 | 3,491,370 |

4. 物件費支出——校舎維持, 新築

(1) 校舎維持

- 物件費の大部分は校舎維持である——清掃, 照明, 水, 暖房を含む——。
- 全物件費の中の次の額が充てられている。

| 年 | 校舎維持費 (RM) |
|------|------------|
| 1924 | 8,162,774 |

| | |
|------|------------|
| 1925 | 10,023,455 |
| 1926 | 11,628,430 |
| 1927 | 11,088,370 |

・校舎新增築については該当章を参照されたいが、ここで特に指摘しておきたいのは、校舎建設費に 1920 年から 1927 年の間に約 500 万 RM が充てられているということである。

(2) 教育経費

- ・他の費目は市参事会の定めた統一価額基準による。
- ・1924 会計年度の正確な内容をインフレ終息後に知ることは不可能である。信用の置けるのは、大戦前の旧ベルリンの 1914 年のものまでである。これも額面価額どおりではない。
- ・ともあれ、大戦中・大戦後に荒廃し切った学校の 1924 年の予算は全く不十分なものであった。
- ・教育行政は、物価上昇の中、学校の必需品調達に努力した。基本費目は次の如くである。1924 年から 1927 年の間に計算書は 2 倍強になっている。

教育財政計画策定用最重要統一計算書

(1924 ~ 1927 会計年度)

(国—国民学校, 間—中間学校, 中—中等学校)

| 年 支払い費目 | 1924 | 1925 | 1926 | 1927 | 1928 |
|--------------------|--|--|---|-----------------|---|
| 1. 貧困生徒用 無償教材費 | 国] 33RM/ 間] クラス 中] | 33 RM/] クラス | 50 RM/] クラス | 75 RM/] クラス | 1927 に] 同じ |
| 2. 教具費 | 国] 2 RM/ 間] クラス, 中] 12RM/ 学校 更に物理・ 化学・生物 用にクラス ・科目毎に 18 RM (上 級), 6 RM (中級)。間 には各 6 RM。 | 1924 に] 同じ | 20 RM/] クラス, 100 RM/] 学校 更に国民学 校には, 省 令で教材調 達用に 1 回 限り認めら れた 150 RM。 更に化学・ 物理・生物 のため全ク ラスに 30 RM(上級), 15 RM (中 級)。 間には各 15 RM プ ラス。 | 1926 に] 同じ | 25 RM/] クラス, 100 RM/] 学校 更に国民学 校には 1 回 の 150 RM を全校に。 中には物理, 化学, 生物 のため全ク ラスに科目 毎に 60RM (上級), 30 RM(中級)。 間にはクラ ス毎, 科目 毎に 30RM。 |
| 3. 教師・生徒 文庫 | 国] 75RM/ 間] 学校, 中 200 RM/] 学校 | 1924 に] 同じ | 国] 150RM 間] / 学校, 中 200 + 150 = 350 RM/ 学校 | 1926 に] 同じ | 国] 225RM 間] / 学校, 中 450 RM/] 学校 |
| 4. a) 校内設備 室内設備 | | a) 国] 30RM/ 間] 必要教室 中 40-50] RM | a) 国] 38RM/ 間] 必要教室 中 50 RM/] 必要教室 | | a) 国] 40RM/ 間] 必要教室 中 50 RM/] クラス |
| b) 体操器具 | | b) 国] 10RM/ 間] クラス 中 20RM/] クラス | b) 国] 20RM/ 間] クラス 中 28RM/] クラス | | b) 国] 25RM/ 間] クラス 中 35RM/] クラス |

| c)水泳器具, 遊具 | | c) 国] 5 RM/ 間] クラス 中] 10RM/ クラス | c) 国] 12RM/ 間] クラス 中] 14RM/ クラス | | c) 国] 15RM/ 間] クラス 中] 17RM/ クラス |
|------------------------------|--|--|--|----------------|---|
| 5. 国民学校第 7, 第8学年 の作業教育 | 国 10 RM / クラス 補助学校20 RM / クラ ス |] 1924 に 同じ | 国 25 RM / 普通校クラ ス 40 RM / 補 助学校クラ ス |] 1926 に 同じ | 普通校国民 学校全クラ スに25RM, 補助学校に 40 RM / ク ラス |
| 6. 工作場教育 | 国] 20RM/ 間] 工作ク ラスないし 中] コース |] 1924 に 同じ |] 30 RM/ 工作クラ スないし コース + 20 RM 修繕費 |] 1926 に 同じ |] 45RM/ク ラスない しコース + 30 RM 工作場の 機械修繕費 |
| 7. 小型学用品 | 国] 7.50 間] RM/ク ラスか 中] つ4Pf/ 生徒 |] 1924 に 同じ |] 10RM/ク ラス +5Pf/生徒 |] 1926 に 同じ |] 15RM/ク ラス+5 Pf/生徒 |
| 8. 生徒徒歩遠 足 | 72 RM / 学 校 | 72 RM / 学 校 | 40 Pf/ 生徒 | 1926 に同じ | 80 Pf/ 生徒 |

(3) 教材費 (Unterrichtsmittel) ——新教育対応

①教材費

- ・教材費の増は次のごとく。原因は
 - a. 中等学校の新カリキュラム対応
 - b. 国民学校作業教育対応

| 年 | 教材費 (RM) |
|------|----------------------|
| 1924 | 946,462 |
| 1925 | 1,421,426 |
| 1926 | 1,580,000 |
| 1927 | 1,411,960 (生徒数減少による) |

②小型学用品

・インク、チョーク、黒板拭き、ヴァイオリンの糸、マッチ、スタンプ箱、ヴァイオリンの通常補修などを含む小型学用品は、次の如くである。

| 年 | 小型学用品 (RM) |
|------|------------|
| 1924 | 66,900 |
| 1925 | 64,400 |
| 1926 | 85,500 |
| 1927 | 86,800 |

(4) 教育扶助

・ワイマール憲法 145 条第 3 文で国民学校学用品無償を謳っているが、ライヒがこれの負担区分を定めぬ限り死文に等しい。かくて、当分必要な学用品 (Lernmittel) は親の負担で、それが不可能の場合、養育者の負担となった ([プロイセン] 文部省令, 1921.5.7)。

・しかし、ベルリンは貧困層子弟のために、文部省令に関わらず扶助を実施したのである。

①学用品

| 年 | 貧困生徒用学用品扶助 | (RM) |
|------|-----------------|-----------|
| 1924 | 全学校に対する統一計算書による | 401,860 |
| 1925 | | ほぼ同額 |
| 1926 | すでに支出 | 1,031,900 |
| 1927 | | 1,126,160 |

②遠足費用

・同様の考え方で、遠足のために費用が支出され、今日貧困理由で遠足に参加できない生徒はいない。

| 年 | 遠足扶助 (RM) |
|------|-----------|
| 1924 | 46,500 |
| 1925 | 46,500 |
| 1926 | 115,700 |
| 1927 | 115,700 |

③体操服、水着補助

・1926 年来、体操服、水着を貧困児童に用意している。これは各区財政により計上となっている。

④災害保険

・社会的養護の最後に、全校種生徒のための、市との団体災害保険契約を挙げうる。それへの補償金は次の如くである。

| 年 | 災害保険 (RM) |
|------|-----------|
| 1926 | 103,000 |
| 1927 | 160,000 |
| 1928 | 160,000 |

(5) 新教育への経費

・中央財政で注目されるのが、現代教育学の要請に配慮していることである。

①実験学校基金 (Versuchsschulfond)

最近年計 50,000 RM 計上。

多くは教育実験、就中作業教育 (Arbeitsunterricht) へのものである。

②健康教育 (Schulgesundheitspflege)

校内歯科クリニックも含めての健康配慮。詳しくは該当章。

③市立学校田園寮 (die städtische Schullandheime)

健康促進と協同体思想育成のため。

| 年 | 市立学校田園寮 (RM) |
|------|--------------------|
| 1924 | 計上なし |
| 1925 | 計上なし |
| 1926 | 初計上 41,000 |
| 1927 | 80,000 |
| 1928 | すでに開始 394,000 の予定。 |

(6) 芸術教育

・市が生徒の芸術教育に支出している金も、教育財政の内である。

①生徒演劇, 生徒コンサート (Schülervorstellung, Schülerkonzert)

1926年秋から、市は市立劇場、芸術家団体と協力して安価な入場料で、価値の高い生徒演劇、生徒オーケストラを企画。入場者は着実に増大している。これへの支出も又増加している。

| 年 | 生徒演劇, 生徒コンサート (RM) |
|------|----------------------------|
| 1926 | 30,000 |
| 1927 | 50,000 |
| 1928 | 100,000 (更に英語劇のために 10,000) |

②写真, 教育映画

現代教育に不可欠なものと認め、これへの支出が行なわれている。

| 年 | 写真, 教育映画 (RM) |
|------|---------------|
| 1924 | 23,500 (予め計画) |
| 1925 | 10,000 |
| 1926 | 23,500 |
| 1927 | 38,500 |
| 1928 | 98,000 |

(市立フィルムゼミナール完成のため——教師の研修)

5. 教師の継続教育

①研修

・教育の成否は教師の力量形成による。ベルリンには多数の国立教育研修所 (staatliches Bildungsinstitut) があるにも拘わらず、ベルリン市は、教師たちの作ったディースターヴェーク大学 (Diesterweg-Hochschule) と付属の工作教員ゼミナール (Werklehrerseminar) に、数年来公費を援助している。それらも含め、教員の継続教育費用は次の如くである。

| 年 | 教員の継続教育費用 (RM) |
|------|----------------|
| 1924 | 10,000 |
| 1925 | 78,000 |
| 1926 | 111,000 |
| 1927 | 135,000 |
| 1928 | 201,000 |

②また、教師の研修旅行 (Studienreise für Lehrperson) も市は大いに奨励し、そのための費用も又、大いに増額したのであった。

| 年 | 教師の研修旅行費用 (RM) |
|------|----------------|
| 1924 | 28,500 |

| | |
|------|---------|
| 1925 | 99,000 |
| 1926 | 114,000 |
| 1927 | 137,000 |

6. 教育と財政

・これらは、多様な支出のほんの幾例かである。しかしこれによって大要は知れるであろう。市は、ここ数年来の国家財政難の中で、総量規制を受けている。

・ベルリンの公共団体が、文化領域での経費節減策の軽減を願っているのは、まことに至当なことである。

Ⅲ. 授 業 料

(付一学資補助, 大学生への奨学金)

一、授業料 (中等学校、中間学校)

1. 歴史

・ 1920 年に大ベルリンが誕生したとき, 旧市 (1-6 区), 新市 (7-20 区) に多様な授業料規程があった (中等学校生徒, 中間学校生徒)。一区内に, 他の市町村との合併に備えて多様な規程さえあった。

・ 新ベルリンは, 統一規程を作るべきだったかも知れないが果たさず。代わって 1922 年に「等級制授業料」(Stafflung des Schulgeldsatzes) を創出した。それは,

- a. 教育権者の収入に応じ,
- b. 家族の中等学校就学生の数に応ずる,

というものである。

・ この, プロイセンで初めての社会思想に基づく等級制授業料は, 次の点から意義が大きい。

- ① 初等教育後の就学は, 恵まれた者だけでなく, 全ての国民層の子弟に開かれるべきである。
- ② 子の就学に意欲のない家庭, 又は子沢山の家庭にも配慮する。

・ インフレの頃のことは除外するにしても, 1923 年 11 月初めは, 中等学校の月学費 90 億マルク。生徒はこれを小遣い銭の中から払う始末であった。

2. 等級制授業料

・ 1923 年 9 月, 文部省は詳細な授業料省令を發布した。これは, 1 子以上中等学校 (大学含む) に在籍する教育権者への割引を, 全プロイセンで初

めて規定したものである。割引率は次のようになっていた。

第2子 : 10%
 第3子 : 50%
 それ以上: 100%

• かくして、収入と就学者に応じる等級別授業料は、1924年5月1日より減額率を次のように定めた。

| 収入 (RM) | 第1子 | 第2子 | 第3子 | 第4子 | 第5子 |
|---------------|------|------|------|------|------|
| 1,500 以下 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| 1,500 - 3,000 | 25 | 75 | 100 | 100 | 100 |
| 3,000 - 4,500 | — | 25 | 50 | 100 | 100 |
| 4,500 - 6,000 | — | — | 25 | 50 | 75 |
| 6,000 以上 | — | — | — | — | — |

• 当時の授業料は、

中等学校: 12.50 RM/ 月
 中間学校: 5 RM/ 月

• その後、等級の見直しが行なわれた。現在の授業料は次のごとくである。

中等学校: 15 RM/ 月
 中間学校: 5 RM/ 月

減額率は以下のごとくである。

| 収入 (RM) | 第1子 | 第2子 | 第3子 | 第4子 | 第5子 |
|----------------------------|------|------|------|------|------|
| 2,500 以下 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| 2,500 - 3,300 | 50 | 75 | 100 | 100 | 100 |
| 3,300 - 5,000 | 25 | 50 | 100 | 100 | 100 |
| 5,000 - グループ XIII の限度まで | — | 25 | 50 | 100 | 100 |

- ・現在、都市諸団体は、なお一層の前進に取り組んでいる。
- ・等級制によってベルリンは、授業料借方の35%を免除席、等級席へ配分することになった。他方、プロイセン [国] は25%で、それも、年間授業料200 RMを収入による等級制抜きで徴収している——ベルリン市は180 RM——という状況である。
- ・兄弟割引の資格拡大。次の生徒も中等学校通学生徒として割引対象となった。

1923年から——市立高等専門学校 (städtische höhere Fachschule)

1927年から——国立専門学校 (staatliche Fachschule)

3. 外国人子弟

- ・更に、外国人子弟の授業料減額にも見るべきものがある。ドイツ人に収入割引と兄弟割引という等級制授業料が導入されたとき、外国人子弟の授業料は、ドイツ人の5倍となった——収入割引はなく、兄弟割引のみ——。その後次のように改善が見られた。

- ① 1923年——ドイツ=オーストリア人，ドイツ=バルト人，ドイツ出身の外国人，長期在独外国人はドイツ人と同格化。
- ② 1925年——プロイセンで外交業務に携わる者の子弟は，収入割引はなく，兄弟割引のみ同格化。
- ③ 1927年——全文化国家の外国人子弟に，相互承認がされれば割引制を実施。また，非ドイツ人でも，3年以上住み，問題を起こさず，ドイツに関係した収入を得ている者の子弟も割引制適用対象になった。

- ・現在，ドイツと双務性がなく，収入割引もなく——兄弟割引はあり——，ドイツ人に比して2倍もの高い授業料を払う外国人はきわめて少なくなっている。また，在独3年未満で問題のない外国人，ないし非ドイツ関係の職業の外国人の数もきわめて少なくなっている。この条項による制限は，

早晩なくなるであろう。

- ・親がベルリンに居住しない場合は、親がドイツ人であろうとなかろうと25%の割増授業料である——収入割引はなく、兄弟割引のみ——。
- ・国民学校では、かつては「民衆学校維持法」第6条に基づき授業料を徴収していた。

市外者——外部者授業料（Fremdenschulgeld）

外国人——3倍の外部者授業料

それが1928年4月1日からは、ともに一本化して単一の「外部者授業料」となった。

- ・かくして授業料収入は、1924年以来約900万マルクとなっている。

二、奨学金 (Erziehungsbeihilfe)

1. 現況

・奨学金は、等級制授業料導入のときに発議されている。「経済援助」(Wirtschaftsbeihilfe) 制度は、市財政が健全化し始めたときに発足した。これは憲法 146 条 3 文が謂うところのものである。

1925 年 (初年) — 450,000 RM

1926 年 — 525,000 RM (更に中間学校へ 25,000 RM。ケルン・ギムナジウムとこれに接続するケンプ実科学学校 (英才上構学校として) に更に 50,000 RM)

1927 年 — 712,500 RM (中等学校, 中間学校へ。ケルン・ギムナジウム, ケンプ実科学学校へは 50,000 RM)

2. 配分

- ・各校への配分は、生徒数、父母の経済状況に応じて行なう (免除, 割引による)。通常の奨学金は年 300 RM, 毎月前払い。
- ・支給は校長が教員会議の意見を聞き、地区行政の許可を得て行なう。
- ・支給生は、特に優秀で必要性の高い者に限ることとし、常時取り消しの権利が留保されている。
- ・特例の奨学金も、上限は 300 RM である。

3. 大学生奨学金

・市の援助事業はアビトゥーアと卒業で終わるものではない。以前から学生の援助はあった。インフレでこれは 10,000 RM となる。

- ・市庁奨学金— 12,000 RM/年 (これは中級, 上級ゼメスターで学ぶ学生へ)

- 1927 には— 10,000 RM（上構学校卒業生奨学金）

これは上構学校卒業生用で，1年間取り消し権を留保して各人 500 RM/年。この期間延長もなされるはずである。

IV. ベルリン教員会

一、教員の参加権

1. 概要

・人民国家への発展により、教育制度の内的・外的構成に教師が参加するという年来の要求に道が開かれた。

「全ベルリン教員大集会」(allgemeine Versammlung der gesamten Berliner Lehrerschaft, 1918. 11. 17)

：ベルリン教員組合の指導で開催。

決議： ・ベルリン労兵評議会への代表派遣
・(統一)教員会の形成——「法律により(統一)教員会を設立し、この職能団体に帰する課題を引き受けるものとする。」

・①統一教員会の全ベルリン教員団体による承認、②全教員(国民学校から中等学校まで。更にブレスラウ、ハレのように大学教師まで)の一体化——は時代の特徴であった。これが当局に発言し、かつ条件を改善し、教育に関するあらゆる方策に関わろうとしたのだった。

・残念ながら統一教員会を文部省は認めなかった。差し当たっては自由意志で集った代表に基本線は与えられたが、文部省は、行政配下の学校・教師代表しか交渉相手と認めなかった。最高法は官吏代表法となる。

2. 共同決定権

・ところが別の方向から共同決定権が実現した。

「1920年10月7日の学校維持法改正」——地区教育委員会(Schuldeputation)の構成変化。

教員は地区庁代表、区議会代表と同数代表。

・ここに教員代表は、①比例代表選挙で選ばれ、②教育問題につき助言し

共同決定することとなった——財政，人事の権あり——。

3. 権能

- ・この教員会は、内閣規程に謂う「地区教員顧問官」(Bezirkslehrerrat)である。1919年4月5日および10日の省令では「地区教育当局と教員団のよき関係の維持，促進」と定められている。それ故，学校制度のあらゆる問題——雇用・法律関係含め——に助言，所見を与え，かつ教員の希望も受け止め，吟味し，現場の欠陥も指摘するのである。
- ・この全般的権限の中から一定の教育課題が生じたり，立法化が行われたりしている。
- ・教員，校長を学校監督官に任命する際は，この教員代表の同意を得なくてはならない。地区行政当局が教員団の見解とは別の人物を選んだときは，文部大臣の裁可が必要となる。
- ・教員住宅手当算定——「民衆学校教員職務手当法」で，教員の住宅手当の額の算定には，教員代表との協議が定められる。
- ・一時退職に承認権——「プロイセン人員削減法」は，官吏（教師）に，一時退職に際しては，教員代表の承認権を定めている。
- ・また，教員代表は，地区の教師に照会を行なう権利がある。但し教師がそれに答える職務上の義務はない。
- ・ベルリンの教育には a. 国（プロイセン）と b. 都市（ベルリン）の教育当局の連携が密であることが求められる。教員大会にはしたがって，a. 地方学務委員会代表 b. 市教育行政代表，が共に参加している。

二、現 状

1. 全教師の代表 = 「ベルリン教員会」(Die Lehrerkammer der Stadt Berlin)

- ・かくして「ベルリン教員会」は，内閣規程の謂う意味で当局に対する
 - ①国民学校
 - ②中間学校
 - ③特殊学校
 の代表であり，これら670校，11,000名（見習教員含む）の教員の代表だ

と言える。

- ・「ベルリン教員会」は、

定数 40 (代理 40) —— 任期 3 年, 比例代表秘密選挙

勢力内訳:

| | |
|--|---------|
| ベルリン教員連盟 (Lehrerverband Berlin) | —— 20 名 |
| キリスト教国民連合 (christlich-nationale Vereinigung) | —— 11 名 |
| 女教員グループ (Lehrerinnengruppe) | —— 8 名 |
| ドイツ国民学校男女教員組合 (Gewerkschaft deutscher Volksschulehrer und Volksschullehrerinnen) | —— 1 名 |
| | 計 40 名 |

最近の選挙: 1927 年 5 月 30 日

2. 態勢

- ・この指導: 9 名の指導部 —— 勢力比に応じて選出。

日常業務は指導部で、主として 1 人の事務局長によって行なわれる。彼の費用はベルリン市負担。市当局の好意で、市役所に教員会用の部屋 3 室、更に事務用 1 室 (文書作業用) が用意された。

- ・秘書費用は教員会。これは分担金や会費で賄うものの、需用増大。特別会則で就業規則を作った。会議参加者には雑費報酬があるが、業務については無給である [名誉職]。事務局長にはそのハードな業務に対して、手当を用意している。

・総会を年 4 回開催。準備は a. 常設委員会 (特定の分野), b. 特別委員会, で行なう。総会会場はシャルロテンブルク区議会会議場。初めの頃は、会場を分散して、教員会の活動に関心を高めようとしたものであった。

- ・委員会は a. 通常は教員会事務室 b. 他のは市役所内の他の室。

3. 業務

・学校監督官選出で合意ができなかったとき、記録は残さない。また、本件の討論は秘密会で行なわれる。当局代表を除き傍聴は禁止である。

- ・また、若手教員のための常設協議事項あり。内容は次のもの。

- a. 若手の教育業務活動一般
- b. 若手のベルリン教師への養成と継続教育
- c. 若手の雇用問題

・これまでの1回限りの養成教育では、補助教員（Hilfslehrkräfte）に問題が集中した。つまり、10月に数百のクラスが減り、同数の補助教員が不要になると、補助教員は翌春の採用のために冬を無定職で過ごさなければならなかったからである。それが近年、市教育当局の努力と市の理解で、彼等の解職が避けられるようになった。つまり、

- ①クラス分割
- ②コース設置

でこれが実現したわけである。

- ・公立校での業務が不可能のとき、教員会は教員に対して
 - a. 別の働き口を斡旋する、ないし
 - b. 地方学務委員会（PSK）で継続教育手当交渉に入る

ことを自らの責務と見なす。その額は、半年毎にPSK責任者と協議する。現状の不十分な点として次のものが挙げられる。

- a. 未就労志願者の男女比のアンバランス
- b. 手持ちの資金が適切に配分されていないこと

・しかし、教員会の一般的助言、特殊ケースの助言は好意的に受け止められている。困難な状況のときには、教員たちのカンパでこれを援助するということさえある。

4. 成果

- ・雇用制限の緩和後、教員会の努力で行政当局と協力して目下の規程に

至っている。

それは：

- a. 10年間教職にある男女教員すべての完全雇用の実現
- b. これで目標に達せぬときは、教員の臨時雇い期間を7年とする
[現行法で]
- c. 更に新法では5年に短縮する

- ・このことはベルリン学校にとって大きな意義をもつものである。
- ・人員削減命令 [1924年2月8日, プロイセン] の実施は、教員会に厳しい課題となっている。教員会は削減を不当と見るが、法の無視もできない。教員会は、削減によって

- a. 物理的条件の悪化が無いこと
- b. 削減の結果、経済的条件が保たれること

のために努力した。常雇いについては地方学務委員会と、臨時雇いについては市当局と交渉し、基本的合意に達したのである。

- ・新服務規程, 学校監督に際しても同様に教員と行政は協力している。例えば体罰 (körperliche Züchtigung), 学校貯蓄銀行設立, ジュッタリン書体の導入, については所見を述べたのだった。

三、教員会の果たす役割

1. 地区教育行政

- ・代表による実務的業務ではあれ、地区教育委員会への支援者参加の意義は大きい。校長選挙で教員の多数派が決定権を持って以降、教員会は学校の教師団 (Kollegien) を援助するだけでよくなった。副校長の補充に際しても、教員会は、年齢による経験年数を教歴に導入することに成功した。
- ・校長宿舎手当の算定に参加することも、大きな意義があった。インフレの時代には、山のような金額の給料支払い業務は専任の人員では賅いきれなかったため、まずは恩給生活者への支払い業務を教員会が引き受けた。

その助力を得ても、なお給料 [現金] の算定、支払いは個々の教員団の代理人が行なっていて、それが部分的に無くなったのは漸く 1928 年 4 月からのことである。これには徒労も多かった。

- ・しかし、教員のノルマ減は財政上の理由で実現できなかった。

2. 中央行政, 職業紹介

- ・教員会は大ベルリン教育委員会とごく近くに位置しているので、市教育行政との協力が容易である。承認内容も逸早く教員会に齎されるし、行政も、重要問題の決定には前もって教員会の意向を聞くことができる。

- ・教員会は市庁から、大ベルリン教育委員会の中央職業紹介業務委員会の運営を任されている。ベルリン州労働委員会は、これを職業紹介所と認定している。かくて毎月、市に紹介報告を提出するのである。

- ・1926 年には 1 月から 12 月まで 355 件の教職問い合わせがあった。うち 122 件は女教員からのものである。女教員の場合、常に求職者が募集を上回り、就職が困難である。1926 年の募集は男教員 165, 女教員 39。求職がリストに載る前に、提案者の人選が先行するのが普通である——雇用者は、職のない男女教員を雇い入れるに際して、父母たちに十分な説明をしなくてはいけないのであるが——。

3. 全教師への職業紹介

- ・それと共に教員会は、中央職安に登録していなくとも他州に属していようとも区別なく、ベルリンに住んでいる全教師の職業紹介活動を行なっている。

- ・これには、故郷でベルリン教員会の助言活動をよく受けている短期滞在者教員も含まれる。

- ・教員会は若くて職のない教員を支援したり、故郷に職を紹介するのを責務と考えている。

- ・時には、教員会に数日ないし数週間勤めさせることもある——生活のメドが立つまで——。また、ベルリン市立ないしボランティアの福祉機関とコンタクトを取って、

カトリックの青年教師——ヨハネスハウス
福音派の青年教師————キリスト教社会事業

を紹介することもある。

・教員会に於ては教員の宿泊も可能で、彼等宿無しへの対処もできる。また、ベルリン教員組合も宿泊所を提供できる。費用は教員会持ちである。

4. 成果, その他の活動

・1927年の職業紹介状況は次の通りである。

| | | |
|---------------|------|------|
| 求職者 | ———— | 962名 |
| 仲介申込 | ———— | 432名 |
| 就職者 | ———— | 150名 |
| 教員会のその他のアルバイト | —— | 146名 |

・他に個人の悩みや相談にも乗っている。それらは
財政補助, 緊急避難的補助, 病気・解職, 移動・代行授業, 給料遅配・換算錯誤, 職務上・非職務上のトラブル, 学校・クラスの不足, 新制度の導入

これらは事務局に相談し、適切な助言ないし解決に至っている。

・また、学区に「学区教員評議会」(Kreislehrerrat) あり。教員を代弁し、視学と連絡を取る。ベルリンでは、行政区に沢山の学区がある。そこで、学区教員会議を合わせて一つの「区教員会議」(Bezirkslehrerausschuß) を組織した。これが区当局に発言し、学区教員会と当局の文書のやりとりが必要なときは、教員会の助言を得ている。

5. 組織としての活動, 権利拡大

・教員会は、会の活動と団体としての活動を区別している。

a. 会としては、現行法の枠内で、教員の意見を代弁する

- b. 団体としては、新しい法を実現して教員たちの権利、目標が実現できるように努力する

この明確な区別があるので、教員会と各種代表組織は摩擦なく協力ができるのである。